

平成26年11月10日
環境部 環境政策課

ごみステーションの立ち番の実施について

ごみの持ち出しルール徹底を図るため、市民がごみ出しを行う時間帯に、職員によるごみステーションの立ち番を下記により行います。

記

1. 背景 豊橋市ではごみの持ち出しは透明又は半透明の袋であればレジ袋でも可能としています。しかし、このことが「どんなもので出しても良い」と拡大解釈され、ダンボールや中身の見えない袋で出されるなど、決まりが守られていないごみステーションがあります。



ダンボールや中身の見えない袋で出された状態のごみステーション

2. 内容 ごみの持ち出しは透明又は半透明の袋を使用、ダンボールは地域資源回収を利用するよう周知します。
3. 期間 平成26年11月11日（火）から平成26年12月5日（金）までの期間のうち、午前6時30分から8時30分の時間帯。
4. ステーション箇所数 30箇所
5. その他 ごみステーションの立ち番については、今後も定期的に行う考えです。